

大竹市告示第32号

大竹市週休2日工事等実施要領を次のように定める。

平成6年3月19日

大竹市長 入山 欣郎

大竹市週休2日工事等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を図るため、週休2日工事等(週休2日工事又は週休2日交替制工事をいう。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、対象期間内の累計現場閉所の日数の割合(現場閉所日数の実績の累計日数を対象期間の累計日数で除した割合をいう。以下「現場閉所率」という。)が4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日の現場閉所率の水準に達する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、工事着手日(広島県土木工事標準積算基準書(参考資料編)に定める準備期間の日数は含まない。)から工事完了日(同基準書に定める後片付け期間の日数は含まない。)までの期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

- (1) 年末年始6日間及び夏期休暇3日間
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事全体を一時中止している期間
- (4) 災害時の緊急対応等受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

4 この要領において「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業に着手する日をいう。

5 この要領において「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去及び後片付けを除く。)が完了した日をいう。

6 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

7 この要領において「週休2日交替制工事」とは、週休2日工事での発注が困難な場合に実施する工事で、かつ、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者(一時的に従事した技術者及び技能労働者を除く。)が交替し

ながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態（その平均休日数の割合（技術者及び技能労働者の平均休日日数を対象期間の累計日数で除した割合をいう。以下「休日率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。）の工事をいう。

8 この要領において「4週8休以上」とは、現場閉所率又は休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

9 この要領において「4週7休以上4週8休未満」とは、現場閉所率又は休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の水準の状態をいう。

10 この要領において「4週6休以上4週7休未満」とは、現場閉所率又は休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の水準の状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事等の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

（1） 応急工事等の緊急を要する工事

（2） 現場での施工期間（実作業日数をいう。）が、2週間未満の工事

（発注方法）

第4条 週休2日工事等の発注の方式は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

（1） 発注者指定型 対象工事のうち現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事を除き、原則、当初設計金額500万円以上の工事（当初設計金額500万円未満の工事であっても市長が必要と認める場合を含む。）とし、発注時から市長の指定により実施する工事をいう。

（2） 受注者希望型 契約締結後、受注者の希望により実施する工事をいう。

2 市長は、前項各号に掲げる方式で発注する工事においては、特記仕様書に週休2日工事等の対象である旨を明記するものとする。

（実施方法）

第5条 受注者希望型で週休2日工事を実施する場合において、受注者は、契約締結後7日以内に週休2日工事を実施する旨の希望の有無を工事打合せ簿により市長へ申し出るものとする。

2 週休2日工事を実施する工事の受注者は、原則土曜日及び日曜日を現場閉所する日とした施工計画を立て、休日取得計画表（様式第1号）に工事着手

日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、施工計画書の提出時に、市長に提出するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、品質管理、安全管理等のために継続して行わなければならない作業及び工程上の都合等やむを得ない場合又は雨天時等で現場閉所する場合は、工事着手後であっても監督員との協議により、対象期間内において休日を変更することができる。
- 4 週休2日工事を実施する工事の受注者は、対象期間中、公衆の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。
- 5 受注者希望型で週休2日交替制工事を実施する場合において、受注者は、契約締結後7日以内に週休2日交替制工事を実施する旨の希望の有無を工事打合せ簿により市長へ申し出るものとする。
- 6 週休2日交替制工事を実施する工事の受注者は、休日の取得状況を記入した休日取得状況表（様式第2号）に休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を添えて、毎月7日までに市長に提出するものとする。
- 7 週休2日交替制工事を実施する工事の受注者は、対象期間中、公衆の見やすい場所に週休2日交替制工事である旨を明示するものとする。
- 8 受注者は、工事完了日までに週休2日工事等を実施することが困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（経費等の補正）

第6条 発注者指定型で週休2日工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ4週8休以上の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、4週8休以上に満たないときは、最終変更契約時に次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数に減じて設計変更するものとする。

経費の区分	4週6休以上4週7休未満	4週7休以上4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- 2 前項ただし書の場合において、4週6休に満たないときは、前項本文の規定により算出した補正分の額を減額し、設計変更するものとする。
- 3 受注者希望型で週休2日工事を実施する場合は、最終変更契約時において、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、4週6休以上のときは、

第1項の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

4 前3項に規定する場合において、市場単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる市場単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

5 発注者指定型で週休2日交替制工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ4週8休以上の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における休日率の達成状況を確認し、4週8休以上に満たないときは、最終変更契約時に次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数に減じて設計変更するものとする。

経費の区分	4週6休以上4週7休未満	4週7休以上4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

6 受注者希望型で週休2日交替制工事を実施する場合は、最終変更契約時において、対象期間における休日率の達成状況を確認し、4週6休以上のときは、前項の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

7 前2項に規定する場合において、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としない。

(工期設定)

第7条 市長は、週休2日工事等の水準を確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

2 週休2日工事等の水準の確保を理由とする工期の延期については、認めないものとする。

(工事成績評定)

第8条 市長は、受注者が対象期間において週休2日工事等の水準を達成した場合は、第4条第1項各号に掲げる発注の方式を問わず、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において評価するものとする。

2 週休2日工事等の水準を達成できなかった場合であっても、工事成績評定の減点を行わない。

(アンケート調査)

第9条 受注者は、市長から週休2日工事等の検証を行うためのアンケート調査の依頼があった場合は、回答に協力するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 この要綱に規定する提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名除外となる場合がある。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に発注する対象工事について適用する。

別表 (第6条関係)

市場単価の補正係数 (週休2日工事)

名 称	区分	補正係数※		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・ 移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02

吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

市場単価の補正係数（週休2日工事（下水道工事））

名 称	規格・仕様	補正係数※		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

※ 土木工事標準積算基準の間接工事費の工種区分を適用する工事においては、現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じることとする。